

廃棄物処理の委託に関する事務委任契約

(利用者様) (以下「甲」という。)と都立産業貿易センター浜松町館(指定管理者・公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下「乙」という。))は、以下のとおり合意する。

1. 目的

本契約は、甲及び乙が相互に協力し、乙が管理する 都立産業貿易センター浜松町館：東京都港区海岸1-7-1 (以下「本件センター」という。)内から発生する廃棄物の適正な処理及びリサイクルを推進し、もって循環型社会に貢献することを目的とする。

2. 事務委任

(1) 甲は乙に対し、甲が本件センター内展示会場または会議室で主催するイベントの実施に伴い排出する廃棄物について、乙が甲の代理人として、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬及び処分契約を締結することを委任する。

(2) 乙は、締結された廃棄物処理委託契約書の内容を甲に通知するとともに、廃棄物処理委託契約書の原本を甲のために保管する。

(3) 甲及び乙は、廃棄物の分別方法、排出方法等について、必要に応じて連携し、適切な廃棄物管理のために相互に協力する。

(4) 甲は、「利用の手引」中「清掃・ゴミ処理」に記載の各事項を遵守する。

3. 産業廃棄物管理票

甲は乙に対し、甲が本件センター内展示会場または会議室で利用するイベントの実施に伴い排出する廃棄物について、乙が甲の代理人として、産業廃棄物管理票を発行することを委任する。この場合に、乙は自らの名義でマニフェストを発行することができる。

4. 事務委任料金

甲は乙に対して、事務委任料金として定められた金額(消費税込)を、乙の発行する後納料金請求書に従って、支払うものとする。

尚、この事務委任料金は、甲が本件センター内で排出する廃棄物の処理料金について、乙が処理業者に代行して支払う料金と同額とする。

5. 排出事業者責任

甲は、甲の排出する廃棄物について排出事業者責任を負担し、万一不適正処理等のおそれが生じた場合には、乙の協力を得て、甲の責任において解決する。

6. 本契約の有効期間

本契約は、次のイベント開催に伴う廃棄物のみ有効とする。

(主催者名) :

(イベント名) :

(期間) : 年 月 日 ~ 年 月 日

(ご利用展示室) :

7. その他

本契約に記載がない事項及び本契約に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決する。

年 月 日

甲)

所在地 :

名称 :

代表者名 :

乙)

所在地 : 東京都港区海岸1-7-1

名称 : 公益財団法人東京都中小企業振興公社 産業貿易センター浜松町館

代表者名 : 館長 木村 正幸

